

令和 8 年 5 月 2 7 日
道路・交通計画部道路管理課

令和 8 年度地籍調査事業の実施について

1 主旨

地籍調査事業は、国土調査法に基づき、土地の筆ごとに、その所有者、地番、地目の实地調査、並びに境界及び土地面積に関する調査を行い、その結果を地籍図及び地籍簿として作成する。その成果を東京法務局世田谷出張所（登記所）に送付し、不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する「地図」（14 条地図）が備え付けられることになる。

このことにより一筆ごとの地籍が明確になり、登記手続きの簡素化・費用縮減及び公共事業の効率化並びにコスト削減に繋がるものである。

区は、今年度、新たに着手する 4 地区の土地所有者等関係者の方々に対して調査目的や作業の進め方などについて周知を図り事業を実施する。

2 新規実施地区

- （１）世田谷区喜多見七丁目第 1 工区（面積約 4 ha、筆数 1 9 1 筆）
- （２）世田谷区若 林二丁目第 3 工区（面積約 3 ha、筆数 2 8 5 筆）
- （３）世田谷区松 原四丁目第 2 工区（面積約 3 ha、筆数 2 2 8 筆）
- （４）世田谷区大 蔵二丁目第 2 工区（面積約 6 ha、筆数 1 8 0 筆）

3 周知方法

各調査区域内の各戸に《世田谷区からのお知らせ》（別紙 1～4）を配付するとともに、土地所有者全員に対しては、《世田谷区からのお知らせ》（別紙 1～4）に加え地籍調査説明資料（別紙 5）も添付のうえ郵送する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年	6 月～	7 月	地籍調査事業の周知（配付・郵送）
	7 月～	9 月	1 回目立会（境界等の事前調査立会）
	7 月～	1 2 月	測量作業
令和 9 年	1 月～	2 月	2 回目立会（測量結果の立会）
	1 0 月～	1 1 月	図面等調査結果の閲覧
令和 1 0 年～			国・都への認証請求
			地籍調査の成果を登記に反映

《 世田谷区からのお知らせ 》

喜多見七丁目の一部で

『地籍調査』を実施します

地籍調査は、国土調査法に基づく土地の調査であり、全国で行われています。
詳しくは区のホームページをご覧ください。

令和8年度の喜多見七丁目の地籍調査の実施区域（住居表示）は、

『喜多見七丁目 31 番～34 番』でございます。（裏面案内図参照）

土地所有者様および居住者様には、本通知によりお知らせ申し上げます。

本調査は、土地の現況把握を目的として、登記簿に記載された**土地所有者様（土地をお持ちの方）と現地で立会いただき**、地目、面積、道路および隣地との土地境界（杭や鋌など）を確認する作業を行います。立会の際に今後のスケジュール等についてご説明し、ご了承を得た上で、後日宅地内の測量調査を行います。

「地籍調査」は、土地所有者様および居住者様（土地にお住まいの方）のご理解・ご協力があることで進めることができます。お手数をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

※このお知らせは土地所有者様と居住者様の双方にお配りしております。ご案内が重なった場合はご容赦ください。

《 地籍調査のスケジュール（事業完了までは約3年かかります） 》

令和8年 7月～9月 1回目立会（境界等の事前調査立会）

7月～12月 測量作業

令和9年 1月～2月 2回目立会（測量結果の立会）

10月～11月 図面等調査結果の閲覧

令和10年以降 地籍調査の成果を登記に反映

※上記日程を予定しておりますが、進捗状況により遅れる場合がございます。

＊ 下記の URL または QR コードより世田谷区ホームページ内の「地籍調査について」にアクセスすると地籍調査の情報が閲覧できます。

URL: <https://www.city.setagaya.lg.jp/02009/4634.html>



ご不明な点につきましては、下記問い合わせ先までご連絡をお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

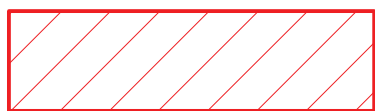
世田谷区 道路・交通計画部 道路管理課 道路台帳担当

【喜多見七丁目担当】吉川・加藤

直通電話 03-6432-7930

FAX 03-6432-7990

喜多見七丁目第1工区案内図



履行箇所

《 世田谷区からのお知らせ 》

若林二丁目の一部で

『地籍調査』を実施します

地籍調査は、国土調査法に基づく土地の調査であり、全国で行われています。
詳しくは区のホームページをご覧ください。

令和8年度の若林二丁目の地籍調査の実施区域（住居表示）は、『若林二丁目2番、3番、6番、7番の一部、26番～29番』でございます。（裏面案内図参照）

土地所有者様および居住者様には、本通知によりお知らせ申し上げます。

本調査は、土地の現況把握を目的として、登記簿に記載された**土地所有者様（土地をお持ちの方）と現地で立会いただき**、地目、面積、道路および隣地との土地境界（杭や鋌など）を確認する作業を行います。立会の際に今後のスケジュール等についてご説明し、ご了承を得た上で、後日宅地内の測量調査を行います。

「地籍調査」は、土地所有者様および居住者様（土地にお住まいの方）のご理解・ご協力があることで進めることができます。お手数をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

※このお知らせは土地所有者様と居住者様の双方にお配りしております。ご案内が重なった場合はご容赦ください。

《 地籍調査のスケジュール（事業完了までは約3年かかります） 》

令和8年	7月～9月	1回目立会（境界等の事前調査立会）
	7月～12月	測量作業
令和9年	1月～2月	2回目立会（測量結果の立会）
	10月～11月	図面等調査結果の閲覧
令和10年以降		地籍調査の成果を登記に反映

※上記日程を予定しておりますが、進捗状況により遅れる場合がございます。

＊下記のURLまたはQRコードより世田谷区ホームページ内の「地籍調査について」にアクセスすると地籍調査の情報が閲覧できます。

URL: <https://www.city.setagaya.lg.jp/02009/4634.html>



ご不明な点につきましては、下記問い合わせ先までご連絡をお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

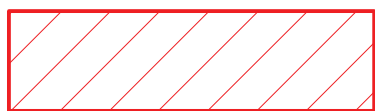
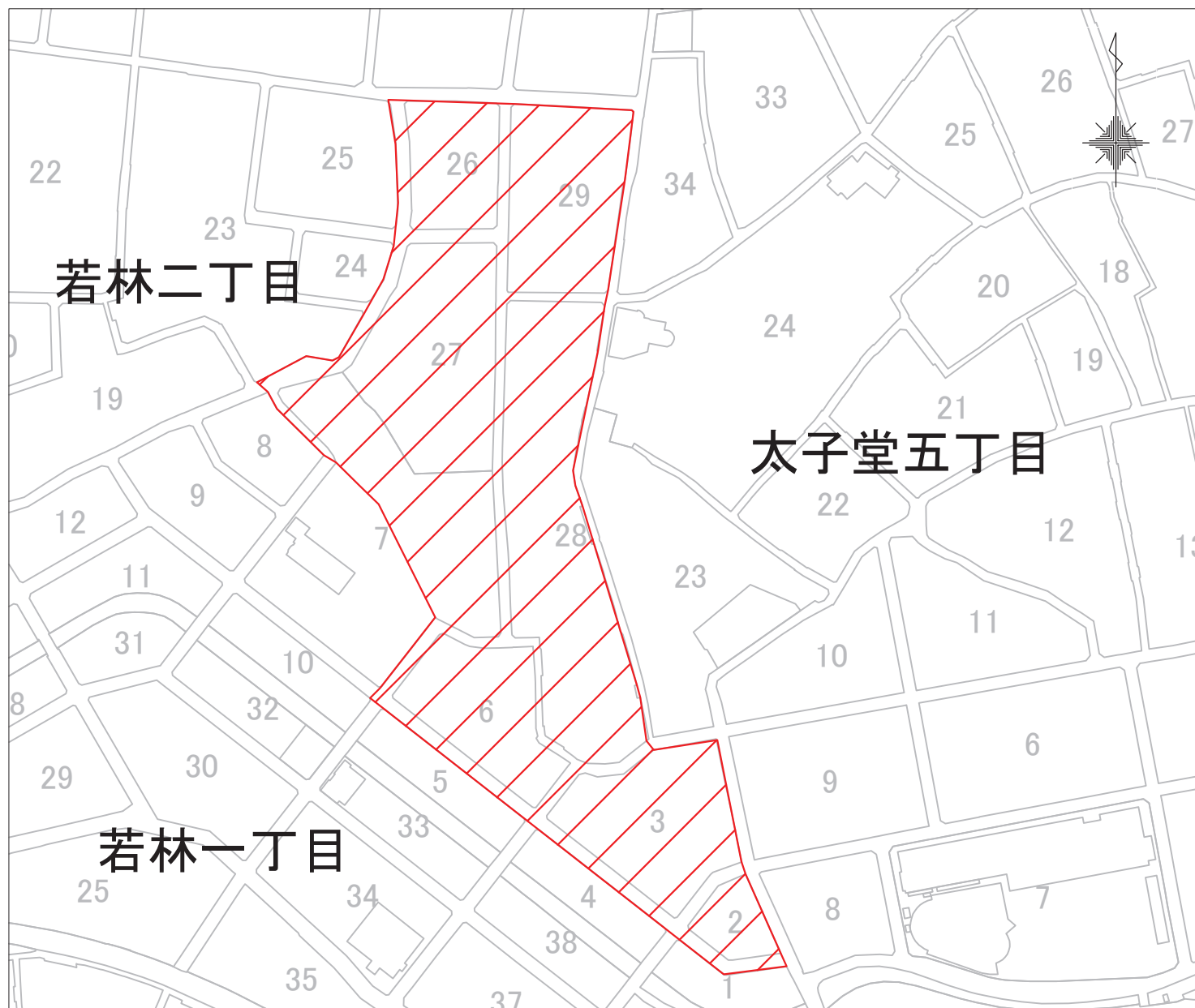
世田谷区 道路・交通計画部 道路管理課 道路台帳担当

【若林二丁目担当】 武田・串田

直通電話 03-6432-7930

FAX 03-6432-7990

若林二丁目第3工区案内図



履行箇所

《 世田谷区からのお知らせ 》

松原四丁目の一部で

『地籍調査』を実施します

地籍調査は、国土調査法に基づく土地の調査であり、全国で行われています。
詳しくは区のホームページをご覧ください。

令和8年度の松原四丁目の地籍調査の実施区域（住居表示）は、

『松原四丁目6番～9番、16番～18番』でございます。（裏面案内図参照）

土地所有者様および居住者様には、本通知によりお知らせ申し上げます。

本調査は、土地の現況把握を目的として、登記簿に記載された**土地所有者様（土地をお持ちの方）と現地で立会いただき**、地目、面積、道路および隣地との土地境界（杭や鋌など）を確認する作業を行います。立会の際に今後のスケジュール等についてご説明し、ご了承を得た上で、後日宅地内の測量調査を行います。

「地籍調査」は、土地所有者様および居住者様（土地にお住まいの方）のご理解・ご協力があることで進めることができます。お手数をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

※このお知らせは土地所有者様と居住者様の双方にお配りしております。ご案内が重なった場合はご容赦ください。

《 地籍調査のスケジュール（事業完了までは約3年かかります） 》

令和8年	7月～9月	1回目立会（境界等の事前調査立会）
	7月～12月	測量作業
令和9年	1月～2月	2回目立会（測量結果の立会）
	10月～11月	図面等調査結果の閲覧
令和10年以降		地籍調査の成果を登記に反映

※上記日程を予定しておりますが、進捗状況により遅れる場合がございます。

＊下記のURLまたはQRコードより世田谷区ホームページ内の「地籍調査について」にアクセスすると地籍調査の情報が閲覧できます。

URL: <https://www.city.setagaya.lg.jp/02009/4634.html>



ご不明な点につきましては、下記問い合わせ先までご連絡をお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

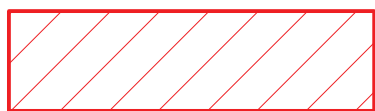
世田谷区 道路・交通計画部 道路管理課 道路台帳担当

【松原四丁目担当】加藤・串田

直通電話 03-6432-7930

FAX 03-6432-7990

松原四丁目第2工区案内図



履行箇所

《 世田谷区からのお知らせ 》

大蔵二丁目の一部で

『地籍調査』を実施します

地籍調査は、国土調査法に基づく土地の調査であり、全国で行われています。
詳しくは区のホームページをご覧ください。

令和8年度の大蔵二丁目の地籍調査の実施区域（住居表示）は、

『大蔵二丁目1番～5番、7番～9番』でございます。（裏面案内図参照）

土地所有者様および居住者様には、本通知によりお知らせ申し上げます。

本調査は、土地の現況把握を目的として、登記簿に記載された**土地所有者様（土地をお持ちの方）と現地で立会いただき**、地目、面積、道路および隣地との土地境界（杭や鋌など）を確認する作業を行います。立会の際に今後のスケジュール等についてご説明し、ご了承を得た上で、後日宅地内の測量調査を行います。

「地籍調査」は、土地所有者様および居住者様（土地にお住まいの方）のご理解・ご協力があることで進めることができます。お手数をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

※このお知らせは土地所有者様と居住者様の双方にお配りしております。ご案内が重なった場合はご容赦ください。

《 地籍調査のスケジュール（事業完了までは約3年かかります） 》

令和8年 7月～9月 1回目立会（境界等の事前調査立会）

7月～12月 測量作業

令和9年 1月～2月 2回目立会（測量結果の立会）

10月～11月 図面等調査結果の閲覧

令和10年以降 地籍調査の成果を登記に反映

※上記日程を予定しておりますが、進捗状況により遅れる場合がございます。

＊ 下記の URL または QR コードより世田谷区ホームページ内の「地籍調査について」にアクセスすると地籍調査の情報が閲覧できます。

URL: <https://www.city.setagaya.lg.jp/02009/4634.html>



ご不明な点につきましては、下記問い合わせ先までご連絡をお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

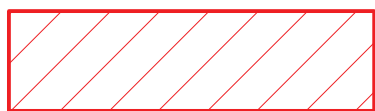
世田谷区 道路・交通計画部 道路管理課 道路台帳担当

【大蔵二丁目担当】 高安・武田

直通電話 03-6432-7932

FAX 03-6432-7990

大蔵二丁目第2工区案内図



履行箇所

世 田 谷 区

地籍調査説明資料

◎地籍調査とは？【国土調査法2条第5項】

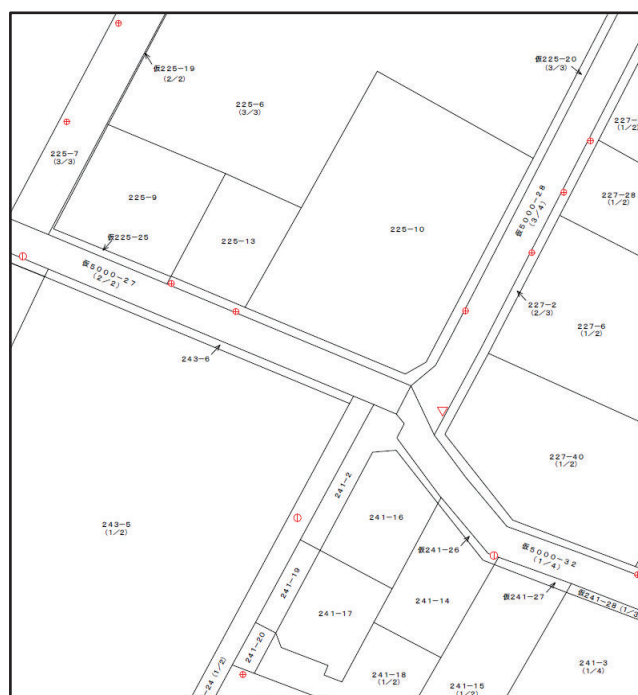
『地籍調査』とは、土地の境界や面積等を明確にするための調査です。国土調査法に基づき、全国で実施されています。

◎地籍調査はなぜ行うの？

現在、土地に関する記録として広く利用されている登記所の地図を『公図』といいます。



《旧公図》



《地籍図(地籍調査実施後)》

この『公図』は、その多くが明治時代の地租改正時に作られた地図(旧公図)などを基に作られ、その後大きな見直しをされることなく、現在まで利用されています。そのため、公図は現地と食い違いが生じていることがあります。(境界が明確ではないことがあります。)

そのままだと…

- ・隣地の境界のトラブル
- ・相続や売買でのトラブル
- ・災害時の復旧の遅れ

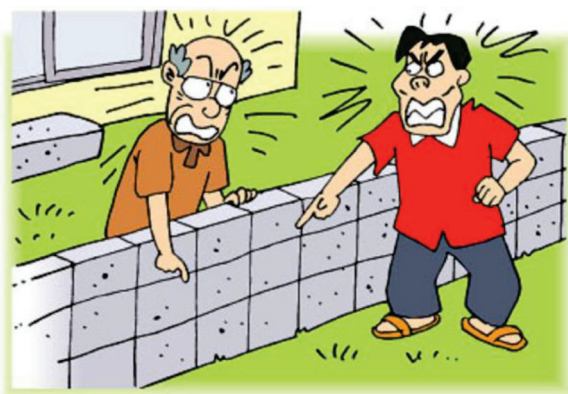
につながる可能性があります。

☞ 地籍調査でこれらを防ぎます！

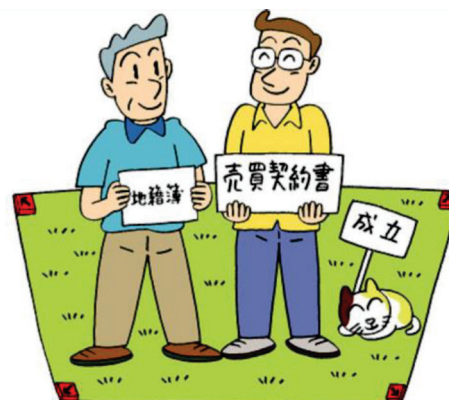
◎地籍調査はこんなことに役立ちます

『地籍調査』の成果（地籍図・地籍簿）に基づいて、これまで登記所に備え付けられていた地図及び登記簿は修正され、以降の登記行政に反映されることとなります。その結果、以下のような効果が期待できます。

①土地に関わるトラブルの未然防止に役立ちます。



②土地取引の円滑化に役立ちます。



③迅速な災害の復旧に役立ちます。



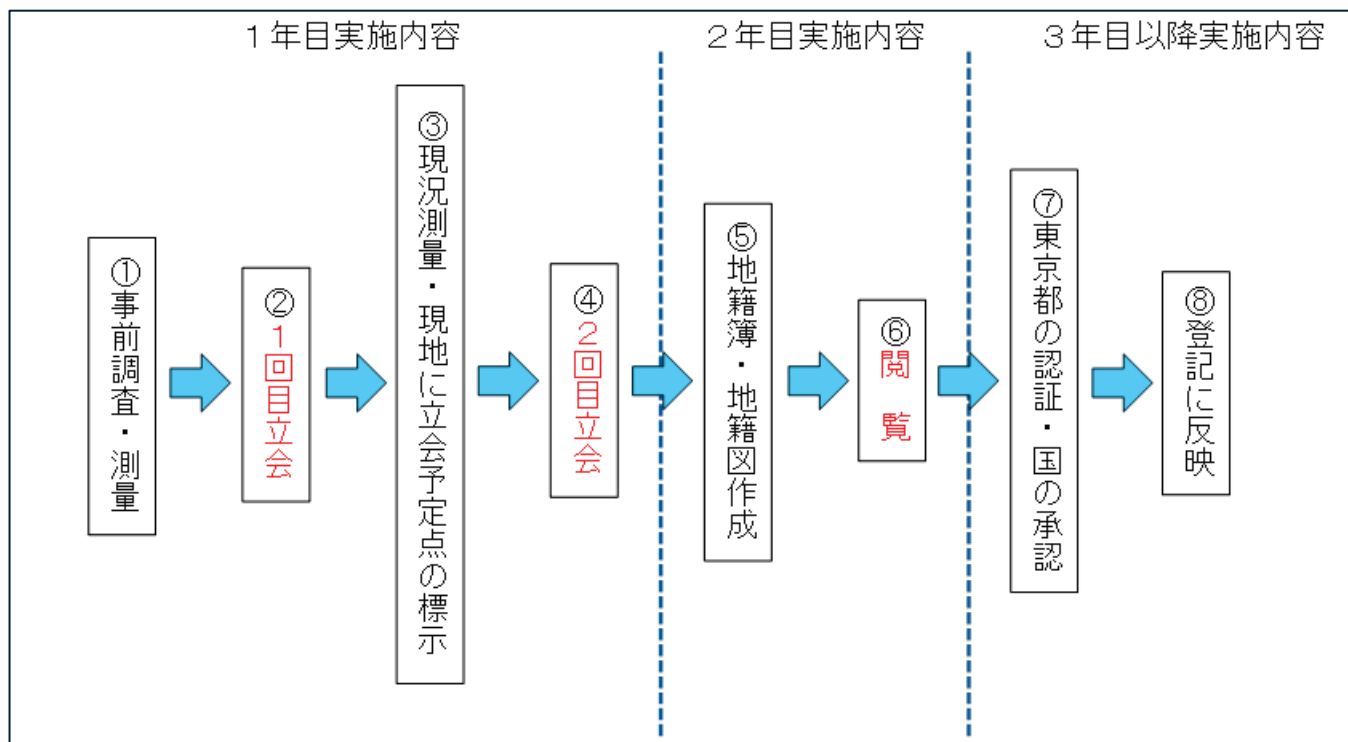
④まちづくりのための基礎資料として役立ちます。



◎地籍調査の流れ

地籍調査は、1つの調査区域について概ね3年かけて実施します。以下の図は、地籍調査の大まかな流れを示したものです。

※事業の進捗によっては、遅れることがございます。



◎皆さまへのお願い

- ・『1回目立会』、『2回目立会』、『閲覧』への参加をお願いします。
- ・『測量作業』についてのご理解とご協力をお願いします。

1回目立会 (1年目)

『隣地との土地境界に関するご認識』、『土地に関する資料』の情報提供をお願いします。



測量作業（１年目）

現地において、皆様の敷地内に立ち入って測量を行う必要が出てきます。立ち入る必要がある場合には、事前に連絡を差し上げますので、ご理解とご協力をお願いします。



2回目立会（1年目）

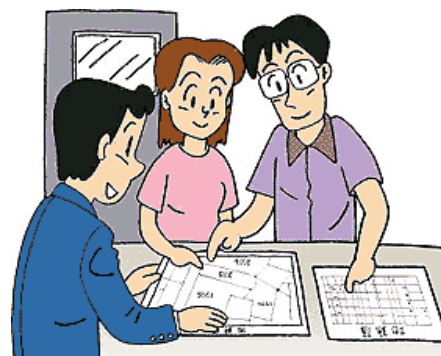
測量結果を基に、推定される境界の位置を確認していただき、署名を頂くこととなりますので、原則ご参加いただくようお願いします。

ただし、立会が困難な場合は委任状や図面と写真による確認も可能です。



閲覧（2年目）

作成した地籍図・地籍簿を閲覧（確認）していただきます。



◎費用について

土地所有者が調査費用を直接負担することはありません。

※立会い等に参加していただく交通費等については、個人負担となりますのでご了承ください。

◎押さえておくべき点

・面積の増減

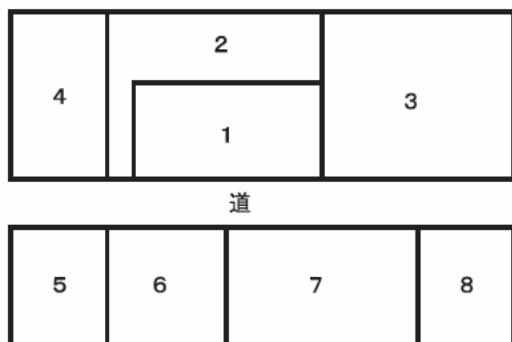
調査の結果、これまでの登記簿上の面積（公簿面積）が増減する可能性があります。

・筆界未定

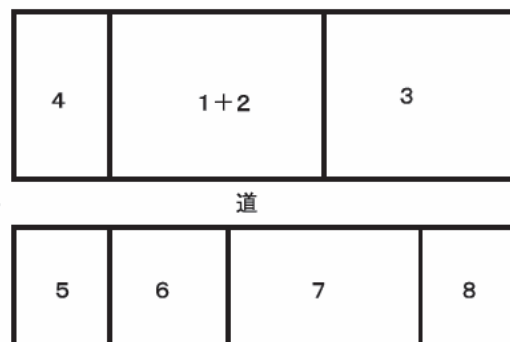
土地所有者の筆界の承諾が得られなかった場合には、筆界未定の処理がされ、承諾が得られなかった隣地との境界線は地図に表示されません。

例えば、下図のように、調査前の 1 と 2 の土地の間で筆界未定になりますと、調査後の地籍図には筆界線が表示されず、1 + 2 の表示になります。また、登記簿に筆界未定と記載されます。

・調査前（公図）



・調査後（地籍図）

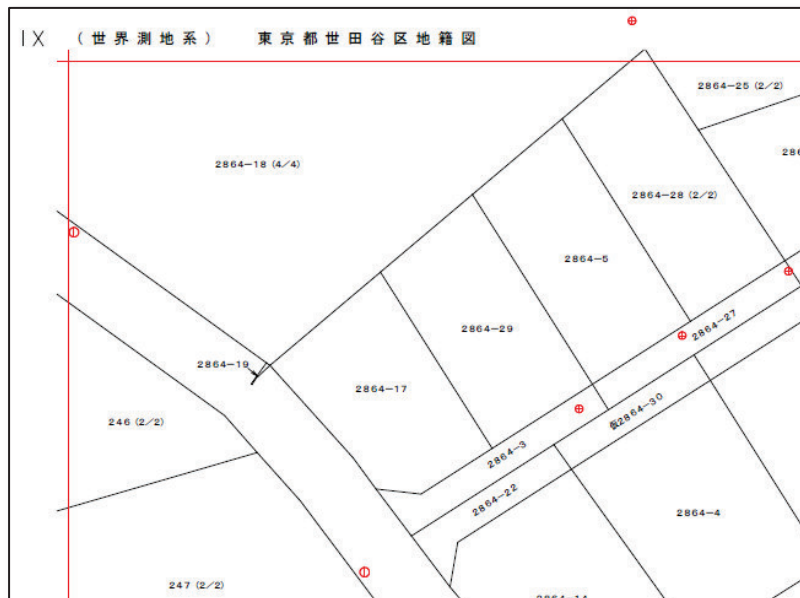


筆界未定地は、抵当権設定や土地売買が困難となる可能性がございます。筆界未定を解消するには、筆界未定となった境界について隣接地の所有者等と筆界確認をした上で、土地の測量等を行い、地図訂正・地積更正等の登記申請を行う必要があります。

なお、それらの手続に必要な経費は自己負担となります。

◎最終成果

地籍図



地籍簿

地 籍 簿					地 籍 簿				
地籍調査前の土地の表示					地籍調査後の土地の表示				
字 名	地 番	地 目	地 積 ㎡	所有者の住所及び 氏名又は名称	字 名	地 番	地 目	地 積 ㎡	所有者の住所及び 氏名又は名称
〇〇 丁目	〇〇-×	宅地	4.09	世田谷区〇〇丁目〇番 ▲ 〇〇 〇〇					
〇〇 丁目	〇〇-×	宅地	543.27	世田谷区〇〇丁目〇番 ▲ 〇〇 〇〇				611.03	
〇〇 丁目	〇〇-×	宅地	125.82	大阪府××市〇〇丁目 ▲ 番 〇 号 〇〇 〇〇					世田谷区〇〇丁目〇番 ■ 号
〇〇 丁目	〇〇-×	畑	228	世田谷区〇〇丁目〇番 ▲ 〇〇 〇〇			宅地	236.18	

一筆座 標面積 計算書

一筆座標面積計算書（世界測地系：新区画）

大字 世田谷 字 四丁目 00-0 番地

旧地目 (宅地) → 地目 (宅地)

一筆略図 (2015年 〇月)

NO 地籍図番号 登録NO 点名

X	Y	距離	方向角
[m]	[m]	[m]	[° / ′ / ″]
-39480.486	-15629.525	9.346	180-18-23
-39489.832	-15629.575	8.755	268-42-38
-39490.029	-15638.328	9.194	354-31-59
-39480.876	-15639.204	9.686	87-41-33
-39480.486	-15629.525		

面積= 85.3646075㎡
坪数= 25.827938坪

この図面は、世田谷区が実施した地籍調査の
成果（平成〇〇年〇〇月〇〇日付認証）と相
違いないことを証明する。

平成 年 月 日

世田谷区長 保坂展人

区長
公印

一筆座標面積計算書の例です

現地調査では測量業者は区の腕章と土地立入証を携帯して作業を行います。

この調査は、将来の安心につながる大切な取り組みです。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



* 下記の URL または QR コードより世田谷区ホームページ内の「地籍調査について」にアクセスすると地籍調査の情報が閲覧できます。

URL: <https://www.city.setagaya.lg.jp/02009/4634.html>

世田谷区役所 道路・交通計画部 道路管理課 道路台帳担当

担当者

TEL03-6432-7930 FAX03-6432-7990